

## 株式会社 ビガー・トラベル・サービス

### 手配旅行条件書

この旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

#### 1. 手配旅行契約

- ① 手配旅行契約とは、当社がお客様旅行者の委任により、旅行者のために代理、媒介または取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- ② 旅行契約の内容、条件は本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- ③ 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければならないません。
- ④ 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者、その他の補助者に代行させることがあります。
- ⑤ 当社は法令に反せず、かつ、お客様に不利にならない範囲で書面により特約を結んだ時は、前項の規定に関わらずその特約が優先します。

#### 2. 旅行のお申込と契約の成立時期

- ① 当社所定の申込書に所定の事項をご記入の上、所定の申込金を添えてお申込み下さい。申込金は旅行代金、取扱料その他のお客様が当社に支払うべき代金の一部として取扱ます。
- ② 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。
- ③ 当社は、本項②の規定にかかわらず、運送サービスまたは宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行契約は当社が契約の締結を承諾した時に成立いたします。

#### 3. お申込み条件

- ① お申込み時点で20才未満の方は、保護者の同意書が必要となります。
- ② 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっておられる方、妊娠中の方、身体に傷害をお持ちの方などで特別な配慮を必要とされる方は、お申込時にその旨をお申出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じますが、旅行の円滑な実施のため介助者・同伴者の同行などを条件、または場合によってはお申込みをお断りさせて頂く場合があります。
- ③ その他当社が円滑な旅行実施を妨げる恐れがあると判断した場合はお申込みをお断りする場合があります。

#### 4. 契約内容の変更

- ① お客様から当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう申出があった場合、当社は可能な限りお客様のお求めに応じます。
- ② お客様のお求めにより契約内容を変更する場合、変更の為に支払うべき取消料、違約料、その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければならないなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増減はお客様に帰属するものとします。

#### 5. 旅行代金のお支払

- ① 旅行代金（旅行費用並びに当社の取扱料金）は当社が定める期日までに当社が指定した方法で全額をお支払い下さい。
- ② 当社は旅行開始前において運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該料金を変更する事があります。
- ③ 当社は旅行サービスを手配するため実際に要した金額と受領した金額が一致しない場合は、旅行終了後、速やかに旅行代金の精算をします。

#### 6. 旅行契約の解除

- ① お客様は、次の費用を支払うことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は下記の時間内に限らせていただきます。※契約解除受付時間：月-金曜日 09:30～18:00(営業は19時まで) / 土・日曜日・祝祭日は休業 ※上記時間以外でのご連絡を受けた場合、翌営業日を通知日としますのでご注意ください。(1)既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、または未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払う費用。(2)当社所定の取消手続料金および当社が得るはずであった取扱料金。
- ② お客様が、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。この場合、①に定めた料金を申し受けます。
- ③ お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、旅行契約を解除することができます。この場合、当社はお客様が既に提供を受けられた旅行サービスにかかる費用を除き、残額を払い戻します。
- ④ 当社はお客様のご希望による旅行契約の解除の場合、返金に伴う取扱手数料はお客様の負担とさせていただきます。なお返金はおお客様の金融機関口座へ振入をします。

#### 7. 団体・グループ契約

- ① 当社は団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申込があった場合、旅行契約の締結に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- ② 契約責任者は当社が定める日までに構成員の名簿を当社へ提出していただきます。
- ③ 当社は契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務については何らの責任を負うものではありません。
- ④ 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- ⑤ 当社は契約責任者から構成員変更のお申し出があった場合、可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増減及び変更に必要な費用は構成員に帰属するものとします。

#### 8. 当社の責任

- ① 当社は契約の履行にあたって、当社または当社が手配の全部または一部を代行させたもの（以下「手配代行者」といいます）が故意または過失により、お客様に損害を与えた場合、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して救済があった場合に限りります。
- ② 手荷物について生じた損害については損害発生の日から起算して国内旅行にあっては14日以内、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して救済があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）賠償します。

#### 9. お客様の責任

- ① お客様の故意または過失により当社が損害を被った場合、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- ② お客様は旅行開始後において、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識した場合は、旅行地において速やかにその旨を当社の手配代行者、当該旅行サービス提供者または当社に申し出なければならないなりません。

#### 10. 当社の免責事項

- お客様が次に例示する事由により損害を被られた場合、当社に損害賠償の責を負うものではありません。
- ① 天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、ハイジャック等によって生じる損害。
  - ② 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、遅延等によって生じる損害。
  - ③ 官公署の命令、外国の出入国規制または伝染病による隔離等によって生じる損害。
  - ④ 食中毒、盗難、紛失および自由行動中の事故等による損害。
  - ⑤ 航空会社の過剰予約受付（オーバーブッキング）により、予約を取り消されたまたは搭乗を拒否されたことによる損害。
  - ⑥ 集合時間（通常出発の2時間前）に遅れたため搭乗できなかったことによる生じる損害。
  - ⑦ 帰路便のリコンファーム（予約の再確認）および出発時間の確認を怠ったことによる生じる損害。
  - ⑧ パスポートの必要残存有効期間およびビザ（査証）の不備のため搭乗、出入国ができなかったことによる生じる損害。
  - ⑨ パスポート記載の名前と航空券記載の名前が異なっているため搭乗できなかったことによる生じる損害。

#### 11. 個人情報保護方針

申込書等により当社が得るお客様の個人情報は、お客様との連絡のほか当該旅行の運送・宿泊機関等の手配及びそのサービスの受領の為の手續に必要な範囲内で利用することを基本とします。その他の運用等の詳細については、当社の個人情報保護方針及び個人情報のお取扱については弊社ウェブサイト内プライバシー・ポリシーをご覧ください。

#### 12. 旅行取扱料金・旅行経費料金

別紙に定める所定の料金を申し受けます。

#### 12. その他

- ① 渡航先（国または地域）の危険情報については外務省「海外安全ホームページ」でご確認下さい。※海外安全情報：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ② 渡航先（国または地域）の衛生情報については厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」でご確認下さい。※検疫感染症情報：<http://www.forth.go.jp/>
- ③ 契約書面及び本旅行条件書等に記載のない事項は当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。

#### 15. 海外旅行傷害保険加入

より安心してご旅行いただくためにも、ご旅行中の病気や事故・盗難に備えて、海外旅行傷害保険にご加入されることをお勧めします。保険に関する弊社の勧誘方針は弊社ウェブサイトをご覧ください。